ハ　直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

(4)　金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

［(5)～(11)　略］

(12)　暗号資産の種類別の期末残高

［ニ・ホ　略］

三　信託会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

ニ　［略］

［四～六　略］

２　前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　支店の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券及び暗号資産の取得価額、時価並びに評価損益

［四～六　略］

［3～7　略］

（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）

**第五十一条の七**　法第五十条の二第十項に規定する内閣府令で定める調査は、信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をしたときは、速やかに、次に掲げる事項につき、信託財産に属する財産の種類に応じて適正かつ合理的と認められる方法により行わなければならない。

一　次に掲げる信託財産に属する財産の種類に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　有価証券（チ及びヌに掲げる財産を除く。）　銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

［ロ～チ　略］

リ　暗号資産　種類、数量その他の当該暗号資産の内容を特定するために必要な事項

ヌ　電子記録移転有価証券表示権利等　種類、数量その他の当該電子記録移転有価証券表示権利等の内容を特定するために必要な事項

ル　イからヌまでに掲げる財産以外の財産　当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二　［略］

［2・3　略］

ハ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

［(5)～(11)　同上］

［加える。］

［ニ・ホ　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

ニ　［同上］

［四～六　同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　各事業年度終了の日における保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

［四～六　同上］

［3～7　同上］

（法第五十条の二第十項に規定する信託財産に属する財産に関する事項の調査）

**第五十一条の七**　［同上］

一　［同上］

イ　有価証券（チに掲げる財産を除く。）　銘柄、数量その他の当該有価証券の内容を特定するために必要な事項

［ロ～チ　同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

リ　イからチまでに掲げる財産以外の財産　当該財産の種類、権利者の氏名又は名称及び住所その他の当該財産を特定するために必要な事項

二　［同上］

［2・3　同上］